

農地法第43条【農作物栽培高度化施設】に関する届出の手引き

- 届出者…本人 または 賃借権等の権利を有するもの
- 届出期間…随時 または 毎月5日（農地法第3条の許可申請を要する場合）
- 届出先…春日部市農業委員会事務局

必要書類	内容及び説明	部数・
届出書	農業委員会備付又はホームページからダウンロードした様式により作成してください。上部に捨印を押印してください。	1部
委任状	代理人が申請を行う場合	1部
案内図	1・25,000の都市計画図 市公式地域ポータルサイトかすかべオラナビから印刷できます。	1部 届出地赤色線表示
法務局備付公図	不動産登記法第14条第1項地図（原本） 届出地赤色線表示	1部
土地の登記事項証明書	法務局で発行した全部事項証明書（原本）	1部
住民票	申請者が市外の場合（原本）	1部
法人登記事項証明書 及び印鑑登録証明書	法人申請の場合（原本）	各1部
法人定款	法人申請の場合（写し可）	1部
施設計画図	施設配置、施設底面の用途（農作物の栽培施設、作業用通路、環境制御装置の置場、その他栽培に必要不可欠な施設）のわかるもの	1部
※施設の屋根または壁面を透過性のないもので覆う場合	日影範囲、敷地境界線、縮尺・方位、施設配置、施設から水平距離5m及び10mの線、「農作物栽培高度化施設であること」の標識の位置がわかるもの	
営農計画書	農作物の栽培時期、生産量、主たる販売先、施設設置に関する資金計画等	
同意書	農地が共有名義であった場合、共有者全員の同意が必要となります。	1部
排水同意書・排水計画書	排水放流先の同意書、排水経路を記載（施設計画図に併記可）「合併処理槽により処理する」等記入	1部

- ※ 提出する書類として必要となる証明書は、提出日より3ヶ月以内に発行されたものに限りません。
- ※ 農地を農作物栽培高度化施設用地として利用するため、所有権移転等する場合、届出とあわせて農地法3条の許可申請が必要となります。
- ※ 農作物栽培高度化施設の用地を借りる場合、借人は、農地法3条の許可申請等の貸借契約の設定が必要となります。